(趣旨)

- 第1条 この規則は、青山学院大学学則(以下「学則」という。)第62条第4項、青山学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第58条第4項又は青山学院大学専門職大学院学則(以下「専門職大学院学則」という。)第68条第4項の規定に基づき、学生に対する懲戒処分の方針、手続等について必要な事項を定めるものとする。
 - (懲戒処分の対象となる学生)
- 第2条 前条の学生とは、青山学院大学(以下「本学」という。)の学部、大学院又は専門職大学院(以下「学部等」という。)に在籍する学生(以下「学生」という。)をいう。 (懲戒処分の対象となる行為)
- 第3条 懲戒処分の対象となる行為(以下「不正行為」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 刑罰法令その他の法令に違反する行為
 - (2) ハラスメント行為
 - (3) 情報倫理に反する行為
 - (4) 試験における不正、論文作成における不正その他の学問的倫理に反する行為
 - (5) 本学における教育研究活動を妨害する行為
 - (6) 本学の職員その他の関係者の業務を妨害する行為
 - (7) 本学の名誉又は信用を傷つける行為
 - (8) 本学の教育方針に反する宣教活動、勧誘活動等であって本学内の秩序を著しく乱す行為
 - (9) 前各号に規定するもののほか、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に 反する行為
- 2 前項第4号に規定する不正行為のうち学部の定期試験における不正行為を行った学生の懲戒処分について必要な事項は、青山学院大学定期試験における不正行為者の懲戒 処分に関する細則の定めるところによる。

(懲戒処分の方針)

第4条 懲戒処分は、その対象となる不正行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的 配慮に基づいて行わなければならない。

(懲戒処分の対象期間)

第5条 懲戒処分は、本学の学籍を有する期間に行われた不正行為に対してするものとする。

(懲戒処分の内容)

- 第6条 学長が行う学則第62条第2項、大学院学則第58条第2項又は専門職大学院学則第68条第2項に規定する懲戒処分の内容は、次の各号に規定する懲戒処分の種類に応じて、当該各号に規定するとおりとする。
 - (1) 退学 学生としての身分を剥奪すること。
 - (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修、課外活動等を停止すること。
 - (3) 訓告 学生の行った不正行為を戒め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意すること。

(停学の期間)

- 第7条 懲戒処分のうち停学に係る期間(以下「停学期間」という。)は、無期又は有期と する。
- 2 前項に規定する有期の停学期間は、6カ月以下とする。
- 3 停学期間は、学則第35条第1項、大学院学則第10条又は専門職大学院学則第10条に 規定する修業年限又は標準修業年限に算入する。

(調査対象事案発覚時の措置)

- 第8条 学長は、不正行為又は不正行為となるおそれのある事案(以下「調査対象事案」という。)が発覚したときは、次条の調査対象学生が所属する学部等の長(以下「学部長等」という。本条及び第11条第7項において同じ。)に報告するとともに、調査対象事案に係る調査(以下「懲戒調査」という。)を行う。
- 2 学長は、調査対象学生が第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する明白かつ具体的な差し迫った危険があると認めるときは、当該調査対象学生に対して、懲戒処分が決定するまでの期間、授業への出席、本学への登校、本学施設の利用、課外活動への参加又は特定の人物若しくは団体に対する接触の禁止を命ずることができる。
- 3 学長は、前項の規定により緊急措置を講じた場合は、直ちに学部長等に報告する。 (学生懲戒調査委員会)
- 第9条 学長は、懲戒調査を行うに当たっては、学生部長に対し、学生部委員会の下に学生懲戒調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置を命じる。
- 2 学長は、前項の規定により調査委員会を設置した場合は、懲戒調査の対象となった学生(以下「調査対象学生」という。)及びその保証人に対して、調査委員会の設置について通知する。
- 3 調査委員会は、調査対象事案ごとに次の委員をもって構成する。
 - (1) 学生部副部長の中から学生部長が指名する者 若干名
 - (2) 学生部委員会委員の中から学生部長が指名する者 若干名
 - (3) 学生生活部学生生活課長又は相模原事務部学生生活課長の中から学生部長が指名する者
- 4 前項各号に規定する委員の任期は、学長が委嘱した日から学生部長が学長に懲戒調査報告書及び第11条第3項の処分原案を提出する日までとする。

- 5 委員長は、第3項に規定する委員の中から、学生部長が指名する。
- 6 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。 (懲戒調査等)
- 第10条 調査委員会は、設置後、速やかに調査対象事案の有無、その内容、調査対象事 案に関与した者、その関与の程度等について調査する。
- 2 調査委員会は、調査に当たっては、必要に応じて、調査対象学生及び関係者に対し、 関係資料の提出、事実関係の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求め、及び外 部の専門家に対し、その意見を求めることができる。
- 3 調査委員会は、調査の過程において、調査対象学生に対して調査対象事案の要旨を口 頭又は文書で告知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査対象学生は、前項に規定する弁明に当たっては、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。
- 5 調査委員会の委員は、調査対象学生及び関係者のプライバシーの保護に努めるとともに、調査委員会において知り得た事実を他に漏らしたり、目的外に利用してはならない。

(不正行為の有無の認定及び懲戒処分の決定)

- 第11条 調査委員会は、懲戒調査を終えたときには、調査により明らかとなった調査対象学生の行為の内容、程度等諸般の事情を考慮した上で、懲戒調査報告書を作成し、 学生部長に提出する。
- 2 学生部長は、前項の規定により提出された懲戒調査報告書を学長に提出する。
- 3 学長は、前項の懲戒調査報告書により、不正行為の有無を認定し、不正行為があった と認定した場合で懲戒処分が相当であると判断したときは、学生部長に懲戒処分の原 案(以下「処分原案」という。)の作成を命じる。
- 4 学生部長は、学生部副部長と協議した上で処分原案を作成し、学生部委員会の意見を聴いた後、これを決定し、学長に提出する。
- 5 学長は、前項の処分原案が提出された場合は、学則第62条第1項、大学院学則第58 条第1項又は専門職大学院学則第68条第1項の規定により、調査対象学生が所属する 学部等の教授会の意見を聴いた上で、当該処分原案に基づき懲戒処分を決定する。
- 6 前項に規定するもののほか、学長は、必要があると認める場合は、学部長会の意見を聴くことができる。
- 7 学長は、前2項の規定により、懲戒処分を決定した場合は、学部長等及び学生部長に報告する。
- 8 学長は、懲戒処分を受ける学生及びその保証人に対して、懲戒処分の内容とともに不 服申立て制度について文書により通知する。この場合において、当該学生に対する通 知に当たっては、当該学生が所属する学部等の長を通じて行うものとする。

- 9 懲戒処分は、前項の規定により当該学生に通知をした日から発効する。ただし、学長が、特段の事情があり、やむを得ないと認める場合は、この限りでない。 (不服申立て)
- 第12条 懲戒処分を受けた学生(以下「被懲戒学生」という。)は、前条第8項に規定する通知をした日から15日以内に、懲戒処分に対する不服申立て(以下「不服申立て」という。)を行うことができる。
- 2 不服申立てを行う被懲戒学生(以下「申立人」という。)は、その所属するキャンパスに応じて、所定の不服申立書を学生生活部学生生活課又は相模原事務部学生生活課に提出しなければならない。ただし、前項に規定する期間内に不服申立てを行うことができない正当な理由があると学長が認める場合は、その理由が消滅したと学長が認める日から起算して15日以内に不服申立てを行うことができる。
- 3 学長は、前項に規定する期間を経過した後に不服申立てが行われた場合は、これを却下する。

(不服申立審査委員会)

- 第13条 学長は、不服申立てが行われた場合は、不服申立審査委員会(以下「審査委員会」 という。)を設置する。
- 2 審査委員会は、調査委員会の委員以外の者で、学長が本学の教授又は准教授の中から 指名した3名以上の委員をもって構成する。
- 3 審査委員会は、申立人から提出された不服申立書に基づき、懲戒処分の内容について 審査を行う。この場合において、審査委員会は、必要があると認める場合は、審査の 対象となった不正行為に係る調査の結果判明した明白な事実を審査における証拠とし て採用し、及び調査において提出された関係資料を審査における証拠資料として採用 することができる。
- 4 申立人は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。
- 5 審査委員会は、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は不服申立ての棄却を、 当該懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は当該懲戒処分の取消し又は変更を 求める旨の勧告を、学長に対して行う。

(不服申立てに対する決定等)

- 第14条 学長は、前条第5項の勧告を受けた場合は、申立人が所属する学部等の教授会の意見を聴いた後、不服申立ての棄却又は懲戒処分の取消し若しくは変更を決定する。この場合において、学長は、必要があると認める場合は、学部長会の意見を聴くことができる。
- 2 学長は、申立人が所属する学部等の長及び学生部長に、前項に規定する決定の結果を通知する。

- 3 学長は、申立人及びその保証人に対して、前項に規定する決定の結果を、文書により 通知する。この場合において、申立人に対する通知に当たっては、前項の学部等の長 を通じて行うものとする。
- 4 学長は、前項の規定による懲戒処分の取消し又は変更を決定した場合は、速やかに、 申立人に不利益の発生を防止するための措置を講ずる。
- 5 申立人は、第1項に規定する決定に対して、再び不服申立てを行うことはできない。 (調査対象学生の身分異動に係る取扱い)
- 第15条 学長は、調査対象学生から、懲戒処分の決定前(不服申立てがあった場合の前条 第1項に規定する決定前を含む。)に、学則第32条、大学院学則第21条又は専門職大 学院学則第19条に規定する退学(以下「自主退学」という。)の願い出があったときは、 当該願い出を受理しないことができる。
- 2 学長は、訓告の処分を受けた被懲戒学生から、当該処分を行った日以前の退学期日となるような自主退学の願い出があった場合は、当該願い出を受理しないことができる。
- 3 学長は、停学の処分を受けた被懲戒学生から、当該処分に係る停学期間を含む期間の 休学又は停学開始日以前の退学期日となるような自主退学の願い出があった場合は、 これらの願い出を受理しないことができる。
- 4 学長は、退学の処分を受けた被懲戒学生から、当該処分に係る退学期日以前の期日と なるような自主退学の願い出があった場合は、当該願い出を受理しないことができる。
- 5 学長は、休学中の学生が被懲戒学生となる場合は、当該学生の休学を取り消すことができる。

(退学勧告)

第16条 学長は、調査委員会又は審査委員会による調査が開始した場合であっても、調査対象事案が退学相当であると認める場合には、調査対象学生に対し、第11条第5項 又は第14条第1項に規定する決定の前に自主退学の勧告を行うことができ、当該勧告 に応じて行った退学の願い出を受理することができる。

(公示)

- 第17条 学長は、第12条の規定による不服申立てがなかったとき又は第14条第1項の 規定により不服申立ての棄却若しくは懲戒処分の変更を決定したときは、学内に公示 を行う。
- 2 公示する事項は、被懲戒学生の所属する学部、学科、研究科、専攻等及び学年並びに 懲戒処分の種類及び理由の全部又は一部とする。
- 3 公示期間は、1週間とする。 (停学期間中の指導)
- 第18条 被懲戒学生が所属する学部等の長(以下「学部長等」という。この条及び次条に おいて同じ。)は、停学期間中の被懲戒学生に対して、定期的な面談等により適切な指 導を行う。

- 2 学部長等は、前項の指導に必要があると認める場合は、被懲戒学生に対して、本学施設の利用及び当該学部長等が指定する授業への参加を認めることができる。 (無期停学の解除)
- 第19条 無期停学は、停学期間の開始日から6カ月を経過した後でなければ解除できない。ただし、学長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 学生部長及び学部長等は、被懲戒学生の無期停学の解除が相当と認めるときは、その旨を学長に申し出る。
- 3 学長は、前項の規定による申出を受けたときは、被懲戒学生が所属する学部等の教授 会及び学部長会の意見を聴いた後、無期停学の解除を決定する。
- 4 学長は、無期停学の解除を決定したときは、その旨を直ちに被懲戒学生及びその保証 人に対して、文書により通知する。この場合において、被懲戒学生に対する通知に当 たっては、学部長等を通じて行うものとする。

(懲戒処分に関する記録等)

第20条 被懲戒学生の学籍に係る文書並びに不正行為に係る調査の記録及び関係資料は、 学校法人青山学院文書保存規則の定めるところにより、適切な保存期間を定めた上で、 適切な方法で保管し、及び保存しなければならない。

(所管)

- 第21条 この規則は、学生生活部が所管する。
- 2 この規則に定める事項に係る事務は、青山キャンパスにあっては学生生活部学生生活 課が、相模原キャンパスにあっては相模原事務部学生生活課が行う。 (改廃手続)
- 第22条 この規則の改廃は、学生部委員会、学部長会及び教授会の意見を聴いた後、常 務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規則は、2022年3月25日から施行する。
- 2 学生処分内規(1972年6月12日制定)は、廃止する。